

**環境保全対策特別委員会**  
**報 告 書**

平成 20 年 12 月

**環境保全対策特別委員会**

## 目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	地球温暖化防止に地域から貢献する社会づくりについて	4
1	地球温暖化防止対策の現状と課題	4
(1)	地球温暖化防止に向けた最近の国の動向等	4
(2)	本県の現状	5
(3)	今後の課題	6
2	循環型社会形成に向けた現状と課題	7
(1)	本県の現状	7
(2)	今後の課題	9
3	今後進めるべき施策の展開方向（提言）	11
(1)	地球温暖化防止対策の推進	11
(2)	循環型社会形成の推進	16
IV	豊かな森林・自然環境の保全について	18
1	とちぎの元気な森づくりについて	18
(1)	森林を取り巻く現状と課題	18
(2)	林業・木材産業を取り巻く現状と課題	19
2	人と自然との共生について	21
(1)	生物多様性を取り巻く現状と課題	21
(2)	自然環境の保全活動の現状と課題	22
3	今後進めるべき施策の展開方向（提言）	22
(1)	とちぎの元気な森づくりの推進	22
(2)	人と自然との共生	25
V	とちぎ環境立県戦略の策定について	27
VI	おわりに	28
VII	委員会委員名簿	29
VIII	調査関係部課	29

## 1 はじめに

ふるさと“とちぎ”の恵み豊かな環境を、次の世代にしっかりと引き継いでいくことは、今に生きる我々の責務であるが、これまでの様々な取組にもかかわらず、環境問題は複雑・深刻化している。

なかでも、人類共通の課題である地球温暖化については、異常気象の頻発、海面の上昇、生態系の変化等、地球規模での影響が指摘されており、本年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットでは、地球温暖化を中心とする環境問題が重要なテーマとして議論されたところである。

折りしも、本年度は、京都議定書における第一約束期間の初年度であり、国を挙げて削減目標の達成に取り組むこととしているが、県としても、温室効果ガスの排出を大幅に削減する低炭素社会に向けた取組や3R（発生抑制（Reduce<sup>リデュース</sup>）、再使用（Reuse<sup>リユース</sup>）、再生利用（Recycle<sup>リサイクル</sup>））を通じて資源やエネルギーを循環的に利用する循環型社会に向けた取組等、県民、事業者、行政等が一丸となって、地球温暖化防止に地域から貢献する社会づくりを進める必要がある。

また、水源のかん養や県土の保全、二酸化炭素の吸収等の公益的機能を担う森林や自然環境を取り巻く状況については、管理が不十分な奥山林や里山林の増加、生態系のバランスの崩壊等の問題が顕在化している。

このような状況の下、本年4月には、本県でも「とちぎの元気な森づくり県民税」が導入されたところであり、今後、県、市町、関係団体等県民総ぐるみにより、県民税を活用しながら奥山林や里山林の整備を進めるとともに豊かな自然とのふれあいの推進等を通じて人と自然との共生に取り組む必要がある。

このようなことから、本委員会では、「地球温暖化防止に地域から貢献する社会づくりについて」及び「豊かな森林・自然環境の保全について」を重点テーマに設定し、今後の施策の推進方策について、積極的に調査・研究活動を進めてきたところである。

この報告書は、このような本委員会の活動の結果をとりまとめたものである。

## II 委員会の活動状況

### 1 平成20年 3月21日（金）

【第1回委員会 定例会中】

- (1) 第293回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。
- (2) 委員の互選の結果、委員長に花塚隆志委員が、副委員長に栗田城委員が選任された。
- (3) 閉会中の継続調査案件として、次の1件を議長に申し出、議決された。

「環境保全対策に関する調査研究について」

### 2 平成20年 4月24日（木）

【第2回委員会 閉会中】

- (1) 委員席を決定した。
- (2) 重点テーマを次のとおり決定した。  
「地球温暖化防止に地域から貢献する社会づくりについて」  
「豊かな森林・自然環境の保全について」
- (3) 年間活動計画を決定した。

### 3 平成20年 6月11日（水）

【第3回委員会 定例会中】

- (1) 地球温暖化防止に地域から貢献する社会づくりについて、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- (2) 豊かな森林・自然環境の保全について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

### 4 平成20年 7月 2日（水）～ 4日（金）

【第4回委員会 閉会中】

- (1) 北海道札幌市の札幌市環境プラザにてNPO法人北海道グリーンファンドから市民風車の設置・運営等について説明を受け、意見交換を行った。また、札幌市環境プラザの関係者から施設設置の意義等について説明を受け、施設調査を行った。
- (2) 北海道札幌市の札幌リサイクル団地を訪問し、リサイクルの現状等について説明を受け、施設調査を行った。

- (3) 北海道室蘭市の日本環境安全事業㈱北海道事業所を訪問し、P C B廃棄物の処理方法等について説明を受け、施設調査を行った。
- (4) 北海道洞爺湖町の洞爺湖ビジターセンター・エコギャラリーを訪問し、施設調査を行った。
- (5) 北海道苫小牧市の㈱イワクラを訪問し、間伐材など木質バイオマスを活用した木質ペレットの製造等について説明を受け、意見交換及び施設調査を行った。

**5 平成20年 8月 7日 (木)**

**【第5回委員会 閉会中】**

地球温暖化防止に地域から貢献する地域づくりについて、執行部から説明を受け、質疑及び討議を行った。

**6 平成20年 9月 1日 (月)**

**【第6回委員会 閉会中】**

- (1) 日光市細尾地内の長期間手入れがなされず荒廃した奥山林の状況等について、県西環境森林事務所職員から説明を受けた。
- (2) 日光市東小来川地内のクマによる皮剥ぎ被害を受けている奥山林の状況等について、県西環境森林事務所職員から説明を受けた。
- (3) 矢板市乙畑のエコプレミアムヴィレッジ（つつじが丘ニュータウン）を訪れ、整備の考え方等について、栃木県住宅供給公社職員から説明を受けた。

**7 平成20年10月 3日 (金)**

**【第7回委員会 定例会中】**

豊かな森林・自然環境の保全について、執行部から説明を受け、質疑及び討議を行った。

**8 平成20年11月27日 (木)**

**【第8回委員会 閉会中】**

総括討議及び報告書（素案）に係る検討を行った。

**9 平成20年12月22日 (月)**

**【第9回委員会 定例会中】**

報告書（案）に係る検討を行った。

### Ⅲ 地球温暖化防止に地域から貢献する社会づくりについて

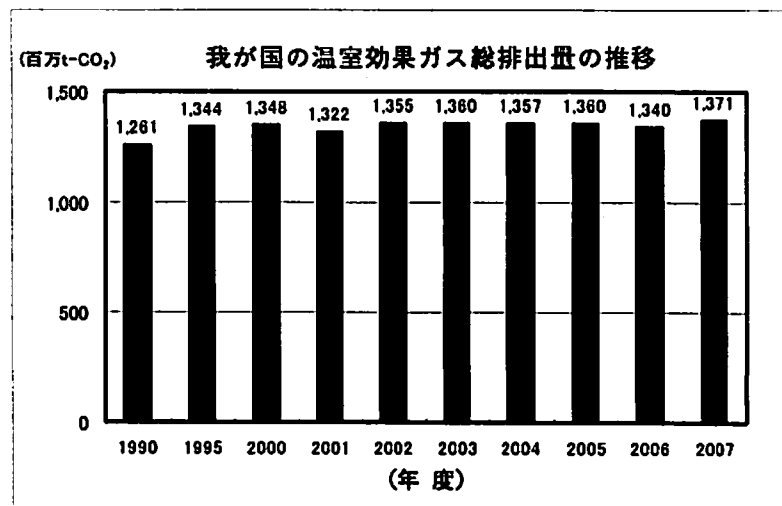
#### 1 地球温暖化防止対策の現状と課題

##### (1) 地球温暖化防止に向けた最近の国の動向等

###### ア 我が国の温室効果ガス排出量の現状

平成19(2007)年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、13億7,100万t-CO<sub>2</sub>である。

前年度との比較では2.3%(3,100万t-CO<sub>2</sub>)の増加、京都議定書の基準年(平成2(1990)年)との比較では8.7%(11,000万t-CO<sub>2</sub>)も増加しており、京都議定書の目標達成のためには、大幅な削減が必要である。



###### イ 京都議定書目標達成計画の改定

京都議定書における我が国の温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、平成20年3月に京都議定書目標達成計画を改定し、産業界における自主行動計画の推進、新エネルギー対策の充実、間伐等の森林整備など、目標達成のための対策を充実・強化することとした。

###### ウ 地球温暖化対策推進法の改正

京都議定書における6%削減約束の達成に向け、法的措置による確実な排出削減を図るため、平成20年6月に地球温暖化対策推進法を改正し、温室効果ガスの算定・報告・公表制度の見直し、事業者の温室効果ガス排出抑制等に関する指針の策定等、京都議定書の目標達成のために必要な諸施策を導入することとした。

## エ 低炭素社会づくり推進行動計画の策定

低炭素社会の実現に向けた福田前総理大臣スピーチ、いわゆる「福田ビジョン」等を踏まえ、平成20年7月に低炭素社会づくり行動計画を策定した。

行動計画では、2050年までに国内の温室効果ガス排出量を現状より60-80%削減との長期目標を設定するとともに、太陽光発電導入量の大幅拡大、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、カーボン・フットプリント制度等の普及などの取組を推進することとしている。

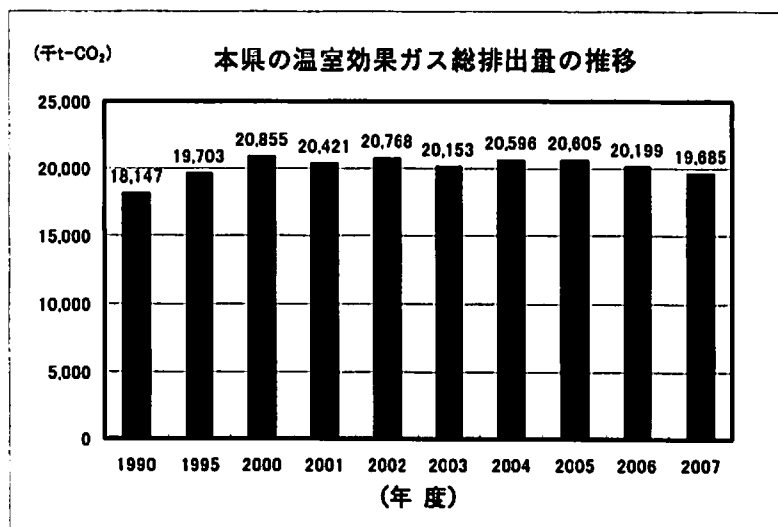
## (2) 本県の現状

### ア 本県の温室効果ガス排出量の推移

平成19(2007)年度の本県の温室効果ガスの総排出量は、19,685千t-CO<sub>2</sub>である。

前年度との比較では、2.5% (514千t-CO<sub>2</sub>) 減少しているものの、基準年(平成2(1990)年)と比較して8.5% (1,538千t-CO<sub>2</sub>) も増加している。

また、部門別に見ると、民生部門(家庭・業務)や運輸部門で著しく増加し、全体に占める割合は、産業部門が大きい。



### イ 地球温暖化対策地域推進計画の推進

京都議定書の目標達成に向け、平成18年3月に地球温暖化対策地域推進計画を改定し、平成22(2010)年度における本県の温室効果ガス排出量を基準年(平成2(1990)年)比0.5%削減するとの目標を設定し、太陽光発電など新エネルギー等の利用促進、環境へ

の負担の少ないライフスタイルへの転換に係る普及啓発などの温室効果ガス排出源対策、森林の整備、緑化の推進などのCO<sub>2</sub>吸収源対策等、各種の施策を実施している。

平成19(2007)年度の本県の温室効果ガスの総排出量は、19,685千t-CO<sub>2</sub>であり、目標達成のためには、大幅な削減が必要である。

#### ウ 県庁環境保全率先実行計画（二期計画）の推進

県庁自らの温室効果ガスの排出削減に向け、県庁環境保全率先実行計画（二期計画）に基づき、電気、水道、燃料などの使用の抑制に努めている。

県庁における平成19年度の温室効果ガス総排出量は、がんセンターにおけるESCO（Energy Service Company）事業のサービス開始などの影響により、前年度比1.2%減少している。

### (3) 今後の課題

#### ア 民生部門や運輸部門、産業部門への対策の充実

計画の目標達成のためには、排出量の大幅な削減が必要であり、排出量の増加の著しい民生部門（家庭・業務）や運輸部門への対策、全体に占める割合の高い産業部門への対策の充実を図る必要がある。

#### イ 地球温暖化に係る県民の意識醸成

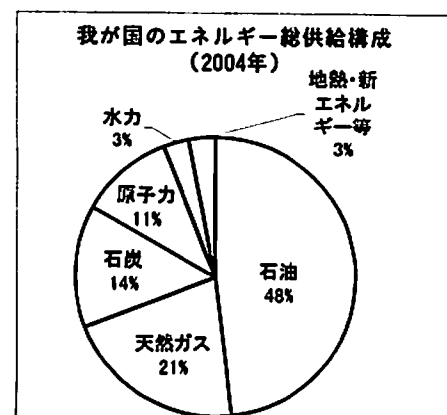
各種の啓発活動やマスコミ報道の影響により、地球温暖化についての県民の関心は高くなっているものの、必ずしも、温暖化防止に向けた具体的な行動にはつながっていない状況にある。

地球温暖化は、県民一人ひとりのライフスタイルや事業活動と密接に関わっており、県民一人ひとりが問題を正しく認識し、問題の解決に向け、自ら行動していけるよう、県民の意識を醸成する必要がある。

#### ウ 化石エネルギーから新エネルギーへの転換

温室効果ガスの排出量削減等のためには、化石エネルギーから二酸化炭素の排出の少ない新エネルギーの利用に転換していくこと（いわゆる「転エネ」）が重要である。

国においては、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特





別措置法」などに基づき、新エネルギー等の利用を促進しているが、我が国のエネルギーの供給構成は、平成16(2004)年現在、化石エネルギーや原子力エネルギーで9割超となっており、新エネルギーの利用は進んでいない。

本県は、長い日照時間や豊富な森林資源、水資源など、恵まれた環境にあり、今後、太陽光やバイオマス、小水力など新エネルギーの利用を推進する必要がある。

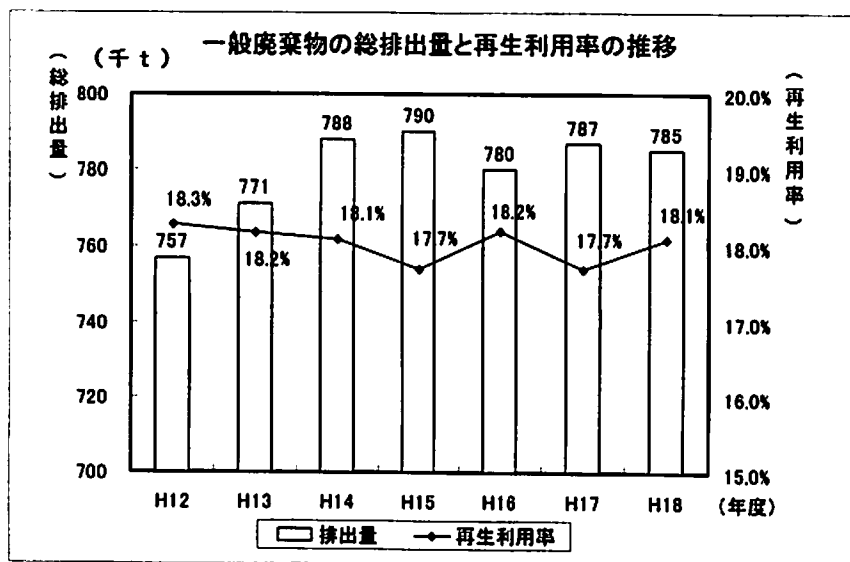
## 2 循環型社会形成に向けた現状と課題

### (1) 本県の現状

#### ア 資源の循環利用の状況

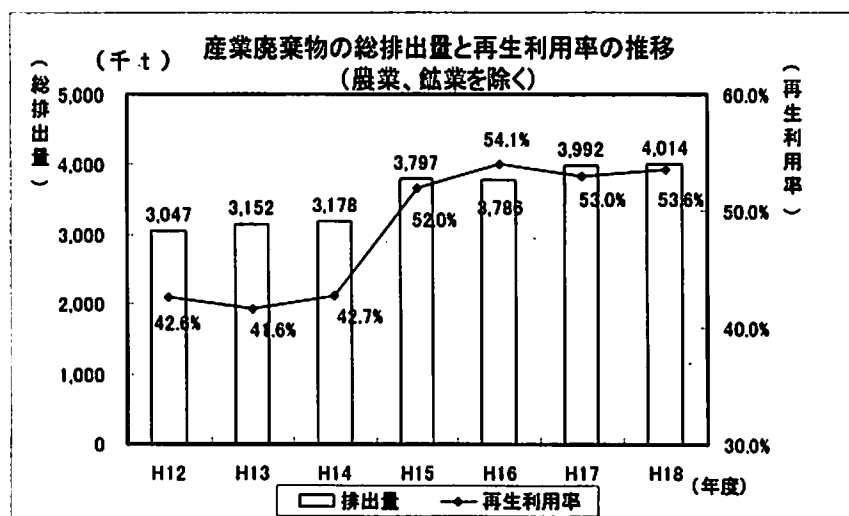
##### (7) 一般廃棄物の排出及び再利用の状況

平成18年度の県内の生活系及び事業系のごみの排出量（一般廃棄物）は、合計約78万5千tで、前年度に比べ微減（約2千t）している。ここ数年、排出量、再生利用量とも、横ばい傾向にある。



##### (イ) 産業廃棄物の排出及び再利用の状況

平成18年度の県内の産業廃棄物排出量（農業、鉱業を除く。）は、約401万tで、前年度に比べ微増（約2万2千t）している。ここ数年、排出量、再生利用量とも、横ばい傾向にある。



### (ウ) 分別収集の状況

市町による分別収集は、分別対象品目の差はあるものの、県内全市町で実施され、平成18年度は約4万4千tが分別収集されている。

収集量は、長期的には横ばいの傾向である。

容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移

(単位：t)

年度	スチール製容器	アルミ製容器	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	飲料用紙製容器	段ボール	その他紙製容器	ペットボトル	その他プラスチック	白色トレイ	合計
13	10,987	2,807	4,488	6,424	2,670	215	11,665	57	3,269		14	42,597
14	11,310	2,738	4,393	6,362	4,022	216	12,520	100	3,694	228	17	45,602
15	9,806	2,601	4,275	6,208	4,435	206	12,752	117	4,212	1,973	23	46,609
16	9,039	2,722	4,169	5,931	4,511	212	12,839	125	4,742	2,032	22	46,344
17	8,504	2,746	3,829	5,432	4,376	181	12,307	124	4,776	2,248	20	44,542
18	7,685	2,694	3,883	5,436	4,245	206	12,672	141	4,940	2,347	23	44,271
分別実施市町等	全市町等	全市町等	29	29	全市町等	28	全市町等	3	全市町等	13	10	

注) 市町等：県内29市町及び芳賀郡中部環境衛生事務組合(益子町、茂木町、市貝町)

### (I) バイオマスの利用状況

農林業が盛んな本県特性から、これらの産業を中心に多くのバイオマスが発生しているが、バイオマスの種類によっては、十分に活用されていない状況にある。

県内の主なバイオマスの年間発生量と利用状況(2003年調べ)

区分	種類	年間発生量	利用状況
食品廃棄物系 バイオマス	食品廃棄物	532,100 t	約1/3を堆肥として利用
ふん尿・汚泥系 バイオマス	家畜排せつ物	2,988,000 t	約88%を堆肥や液肥として利用
	下水汚泥	74,200 t	約94%をスラグ化などにより利用
	集落排水汚泥	16,400 t	約37%を堆肥として利用
草本系バイオ マス	稲わら	434,700 t	ほぼ全量をほ場へのすきこみや家畜飼料などとして利用
	もみがら	72,400 t	約74%を家畜敷料、堆肥化副資材などで利用
木質系バイオ マス	製材残材	91,000m <sup>3</sup>	約62%を熱源や家畜敷料などとして利用
	林地残材	169,000m <sup>3</sup>	ほとんどが林地で自然還元
	建設発生木材	85,300 t	約44%を再資源化して利用

イ 本県の取組

(7) 循環型社会推進指針の策定

循環型社会の形成に向けた基本的な指針として、平成15年3月に循環型社会推進指針を策定し、とちぎの地域特性を生かした循環型社会の姿や、県民、事業者、行政が果たすべき役割を明らかにした。

(イ) 循環型社会の形成に向けた取組の推進

循環型社会推進指針に基づき、地域における資源循環システムの構築への支援、とちぎの環境美化県民運動等の普及啓発事業、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の促進など、各種の取組を推進している。

また、平成17年3月にバイオマス総合利活用マスタープランを策定し、バイオマスの利活用の推進に向け、バイオマス利活用に関する普及啓発や試験研究、市町村等の取組に対する支援などを行っている。

(2) 今後の課題

ア 循環型社会形成に係る県民の意識醸成

循環型社会形成に係る各種の普及啓発活動にもかかわらず、廃

廃物の排出量や再生利用率については、ここ数年、横ばいの傾向にある。

地球環境への負荷を低減させるためには、「もったいない」の気持ちを生かす社会経済システムに転換することが重要であり、廃物の発生抑制や資源の循環利用について県民の意識を醸成する必要がある。

#### イ 廃棄物処理施設に対する不安感や不信感の払拭

廃棄物の適正処理は、社会経済活動において必要不可欠なものであり、特に、中間処理施設は、先進的な設備や高度な技術により廃棄物の減量化やリサイクルを行うなど重要な役割を担うものである。

しかしながら、廃棄物処理施設の設置計画のある地域においては、最終処分場のみならず、中間処理施設についても迷惑施設として反対運動が起こっており、廃棄物の適正処理のために必要な施設の確保が困難となっている。

廃棄物処理施設に対する不安感や不信感を払拭するため、廃棄物処理の必要性や安全性について県民の理解促進を図るとともに、事業者自らも廃棄物処理のイメージ向上につながる取組を進める必要がある。

#### ウ 分別収集の一層の促進

市町による分別収集は、県内全市町で実施されているものの、白色トレイなど、品目によっては分別収集の対象となっていないものも少なくなく、分別収集量も、長期的には横ばいの傾向にある。

資源としての循環利用を図るため、分別収集品目の拡大など、市町による分別収集を一層促進する必要がある。

#### エ 資源の循環利用の促進

廃棄物の排出量や再生利用率については、ここ数年、横ばいの傾向にある。製品の製造、流通、販売の各段階において、廃棄物の排出抑制、再使用、再利用を促進する必要がある。

また、生物由来の再生可能な資源であるバイオマスについては、種類によっては、十分に活用されていないものもある。農林業が盛んな本県の特性を生かし、バイオマスの有効活用を促進する必要がある。

### 3 今後進めるべき施策の展開方向（提言）

#### (1) 地球温暖化防止対策の推進

人類の生存基盤に関わる地球温暖化の防止は、まさに待ったなしの課題であり、今すぐ実施すべき取組や中長期的に推進すべき取組など、次の世代のために、あらゆる取組を積極的に推進すべきである。

##### ア 県民総ぐるみによる取組の推進

地球温暖化は、「いつか」「誰か」が解決してくれるものではなく、県民一人ひとりが温暖化の問題を正しく認識し、自らの問題としてとらえ、身近にできることから実践していくとともに、それらの取組を広げていくことが重要であり、県民総ぐるみによる取組を推進しなければならない。

##### (7) 環境学習等の推進

地球温暖化についての問題意識を高め、具体的な行動につながられるよう、学校はもとより、家庭や地域、職場において環境学習を更に推進するとともに、多様な機会を捉えて、地球温暖化防止に関する普及啓発を推進すべきである。また、これらの環境学習や普及啓発に当たっては、個々の行動によって排出（削減）される二酸化炭素の量を数値化するなど、県民にわかりやすく示していくべきである。

##### 【推進すべき取組】

- 体験や実践を重視した環境学習の推進
- 多様な環境情報の提供
- 公共施設を活用した普及啓発の推進

##### (4) 環境保全活動の全県的な展開

県民誰もが参加できる身近な環境保全の取組を、地域レベルの取組、さらには、全県的な取組として展開できるよう、市町はもとより、県民、学校、環境活動団体、事業者など多様な主体との協働により環境保全活動を推進すべきである。

##### 【推進すべき取組】

- ストップ温暖化アクションの充実
- マイバッグ運動（レジ袋削減運動）の推進
- エコドライブの推進
- マイカー通勤から公共交通機関の利用等への転換促進

## イ 産業活動における取組の促進

産業活動においては、エネルギーの効率的な利用、環境への負荷の少ない製品づくりや環境保全型農業の推進など、事業活動における環境配慮を促進するとともに、環境保全と経済成長との両立を基本として、新しいビジネスチャンスや地域社会の活力を生み出し、今後の成長が期待される環境・エネルギー産業の振興を図ることが重要である。

### (7) 事業活動における環境配慮の促進

省エネルギーや新エネルギーの導入等、事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取組を促進するとともに、事業者の優れた取組を広く公表し、それらの普及を図るべきである。また、豊かな農業県として、化学肥料の使用を減少させるなど環境への負荷を低減した農業の推進等を図るべきである。

#### 【推進すべき取組】

- 地球温暖化対策計画制度の充実
- 省エネ設備等の導入に対する支援
- 顕彰制度の創設等による事業所の取組の促進
- 堆肥など有機質資材の使用促進
- 農産物の地産地消の推進

### (4) 環境・エネルギー産業の振興と技術革新

本県は、企業立地の進展などにより、生産・研究機能が集積・高度化しつつあり、それらの機能を生かすとともに、新たに新エネルギー産業や次世代型の環境技術産業の誘致を図り、本県が日本の環境関連技術の革新の中心地として発展を遂げられるよう、積極果敢に行動すべきである。

#### 【推進すべき取組】

- 新エネルギー産業や次世代型の環境技術産業の誘致
- 産学官の連携によるエコ・イノベーションの促進

## ウ 新エネルギーの利用への転換

低炭素社会の実現には、二酸化炭素の排出が少なく、再生可能なエネルギーである新エネルギーの積極的な活用が欠かせない。

このため、長い日照時間や豊富な森林資源、水資源など本県の特長を最大限に活用し、太陽光やバイオマスエネルギー、水力エネルギー、変電所や温泉の排熱を利用した温度差エネルギーなど、新エネルギーの利用を促進し、化石エネルギーからの転換（転エ

ネ)を図るべきである。

【推進すべき取組】

- 太陽光発電の普及の加速化
- バイオマスエネルギーの利用促進
- 小水力発電の推進
- 地域熱供給システムの普及促進
- クリーンエネルギー自動車の普及促進

エ 行政による率先行動と情報発信

県は、大規模事業者の一つとして、職員が一丸となって環境保全の取組を推進するとともに、県民や事業者、団体に向けて情報を発信し、それらの取組の普及を図るなど、県内の自治体や事業所のリーダーとして、先導的な行動が期待される。

このため、県庁環境保全率先実行計画を更に充実させ、環境への負荷の低減に向けた新たな取組を推進すべきである。また、市町による取組や広域的な活動を支援するとともに、市町と相互に連携・協力して、温暖化防止のための取組を推進すべきである。また、それらの取組状況などについて、多様な広報媒体を活用し、幅広く情報発信すべきである。

【推進すべき取組】

- 公共施設への太陽光発電の設置推進
- 環境負荷の少ないイベント運営の徹底
- 県実施事業や補助事業における県産出資材等の優先使用の推進
- 市町の実行計画策定に対する支援
- 県の率先的な取組等に係る情報発信

オ 低炭素社会の実現に向けた新たな仕組みづくり

温室効果ガス排出量を大幅に削減する低炭素社会の実現に向けては、既存の枠組みにとらわれない、新たな視点から取り組むことも重要である。

このため、国などの動向も踏まえながら、県民、環境活動団体、事業者などと協働で取り組む、新たな仕組みを構築すべきである。

また、中長期的な観点から、大規模太陽光発電（メガソーラー）の導入について検討するとともに、ITを活用した暮らし方・働き方、サマータイム制度の導入などライフスタイルやビジネススタイルの変革に向けて検討を進めるべきである。

### 【推進すべき取組】

- エコポイント制度の導入
- とちぎ版カーボン・オフセット方式の構築
- 大規模太陽光発電（メガソーラー）の導入

## ■ 重点的に推進すべき取組

### （県民総ぐるみによる取組の推進）

#### ●体験や実践を重視した環境学習の推進

学習の成果を具体的な行動につなげられるよう、学校において体験や実践を重視した環境学習を推進するとともに、気軽に参加できるイベントの開催や広報紙の発行、NPOなどと連携した学習活動など、家庭や地域、職場における環境学習を推進すべきである。

#### ●ストップ温暖化アクションの充実

ストップ温暖化アクションについて、取組メニューを拡充するとともに、協力事業所の参加を促進し、環境配慮行動の一層の促進を図るべきである。

### （産業活動における取組の促進）

#### ●地球温暖化対策計画制度の充実

生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガスの排出状況や排出抑制の目標などを記載する地球温暖化対策計画について、対象事業場の拡大など制度を充実し、温室効果ガスの着実な削減を図るべきである。

#### ●顕彰制度の創設等による事業所の取組の促進

温室効果ガスの排出削減や環境関連技術の開発など温暖化防止に積極的に取り組む事業所の顕彰制度の創設や商工団体等との連携によるセミナーの開催などにより、事業所の取組を促進すべきである。

#### ●農産物の地産地消の推進

農産物の輸送距離を縮め、輸送に伴う二酸化炭素排出量の削減を図るため、学校給食や社員食堂、小売店・飲食店などにおいて、地域で生産された農産物を積極的に活用したメニューや加工食品を提供するなど、地産地消の取組を促進すべきである。

#### ●産学官の連携によるエコ・イノベーションの促進

大学等の技術シーズや知恵などを活用し、環境負荷の低減、



資源の循環利用、省エネルギーなどの技術革新、いわゆるエコ・イノベーションを促進すべきである。

#### (新エネルギーの利用への転換)

##### ●太陽光発電の普及の加速化

太陽光発電については、新エネルギーの中でも潜在的な利用可能量が多く、エネルギー供給において重要な位置を占めることから、国の動向や革新的技術開発の状況を見極めながら、国や市町と連携して、一般家庭等における普及を加速化すべきである。

##### ●バイオマスエネルギーの利用促進

廃食用油を活用したBDF（バイオディーゼル燃料）や非食用原料から効率的に生産されたバイオエタノールの利用、ペレット化等による木質資源の熱源利用など、バイオマスエネルギーの利用を促進すべきである。

#### (行政による率先行動と情報発信)

##### ●市町の実行計画策定に対する支援

本県における温室効果ガス排出量の着実な削減を図るため、市町による温室効果ガス排出削減に向けた実行計画の策定を支援すべきである。

#### (低炭素社会の実現に向けた新たな仕組みづくり)

##### ●エコポイント制度の導入

県民の環境保全に向けた取組の促進を図るため、環境配慮行動にポイントを付与し、ポイントに応じてメリットを受けられるエコポイント制度を導入すべきである。

##### ●とちぎ版カーボン・オフセット方式の構築

自らの温室効果ガス排出量を、他の場所で行われる化石エネルギーから自然エネルギーへの転換や二酸化炭素の吸収量を増加させる森林整備などへの資金提供によって相殺(オフセット)するカーボン・オフセット制度について、本県の特性を生かしたシステムを構築すべきである。

##### ●大規模太陽光発電（メガソーラー）の導入

中長期的な観点から、大規模な太陽光発電施設の導入について検討すべきである。

## (2) 循環型社会形成の推進

3Rを通じて資源やエネルギーの循環的な利用を推進し、廃棄物の適正処理を図る循環型社会の形成に向けた取組は、環境への負荷を低減し、地球温暖化防止にも大きく貢献するものである。

このため、循環型社会の形成に向け、県民や事業者等の意識を醸成するとともに、日常生活や事業活動において、資源の循環的な利用を促進すべきである。

### ア 県民や事業者の意識醸成

廃棄物の発生抑制や資源の循環利用の必要性について県民の意識を醸成するとともに、迷惑施設としてのイメージを持たれやすい廃棄物処理施設について、その必要性や安全性に係る普及啓発を推進すべきである。

また、優良産業廃棄物処理業者評価制度の活用等を通して、廃棄物処理のイメージ向上や信頼の確保につながる事業者自らの取組を促し、廃棄物処理に係る県民の理解促進を図るべきである。

#### 【推進すべき取組】

- レジ袋削減運動等による県民の意識醸成
- 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関する普及啓発
- 優良産業廃棄物処理業者評価制度の積極的な活用

### イ 資源の循環利用の促進

廃棄物（資源ゴミ）の分別収集の一層の促進など、リサイクル関係法に基づく資源の循環利用を促進するとともに、製品の製造、流通、販売、消費の各段階において、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用を促進すべきである。

また、農林業が盛んな本県の特徴を生かし、生物由来の再生可能な資源であるバイオマスの有効活用を促進すべきである。

#### 【推進すべき取組】

- 分別収集の一層の促進
- 地域における資源の循環利用の促進
- バイオマスの活用促進

### ■ 重点的に推進すべき取組

#### ● 地域における資源の循環利用の促進

産業団地などにおいて、個々の工場・事業場から排出される廃棄物（資源）に係る情報を共有し、資源の再使用や再生利用

を図る仕組みづくりを支援し、地域における資源の循環利用を促進すべきである。

●バイオマスの活用促進

間伐等により発生する未利用木質資源や食品廃棄物など、生物由来の再生可能な資源であるバイオマスについて、その有効活用を促進すべきである。

## IV 豊かな森林・自然環境の保全について

### 1 とちぎの元気な森づくりについて

#### (1) 森林を取り巻く現状と課題

##### ア とちぎの元気な森づくり県民税のスタート

木材価格の低迷や林業関係者の高齢化などに伴い、間伐などの手入れが行われず荒廃した奥山林や放置され暗くヤブとなった里山林が増加している。

水源のかん養や県土の保全、地球温暖化防止への貢献など、多様な公益的機能を有する森林を県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくため、とちぎの元気な森づくり県民税が平成20年4月にスタートした。

今後は、元気で安全な奥山林や明るく安全な里山林の整備、県民の森づくり活動への支援や森林の大切さの理解促進のための普及啓発を計画的、着実に推進する必要がある。

##### イ とちぎの元気な森づくりを取り巻く課題

###### (7) 野生獣による皮剥ぎ被害

近年、県西地域を中心に、奥山林においてクマやシカによる樹木の皮剥ぎ被害が増加している。

野生獣被害の拡大は、施業意欲を失わせ、手入れがされず、荒廃した森林の増加につながる深刻な問題であり、関係団体からも獣害対策についてとちぎの元気な森づくり県民税事業の対象事業とするよう要望も出されている。



野生獣による剥皮の状況

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させる観点から、獣害対策をより一層推進していく必要がある。

###### (4) 間伐材の有効活用

これまで、本県では、年間5,000ha程度の間伐が行われているが、約半分は、未利用のまま林地残材として現地に留め置かれ、自然還元されている。また、とちぎの元気な森づくり県民税事

業による森林の整備では、最小限の経費で、荒廃した森林の公益的機能を早期に回復させる観点から、伐り捨て間伐を基本としている。

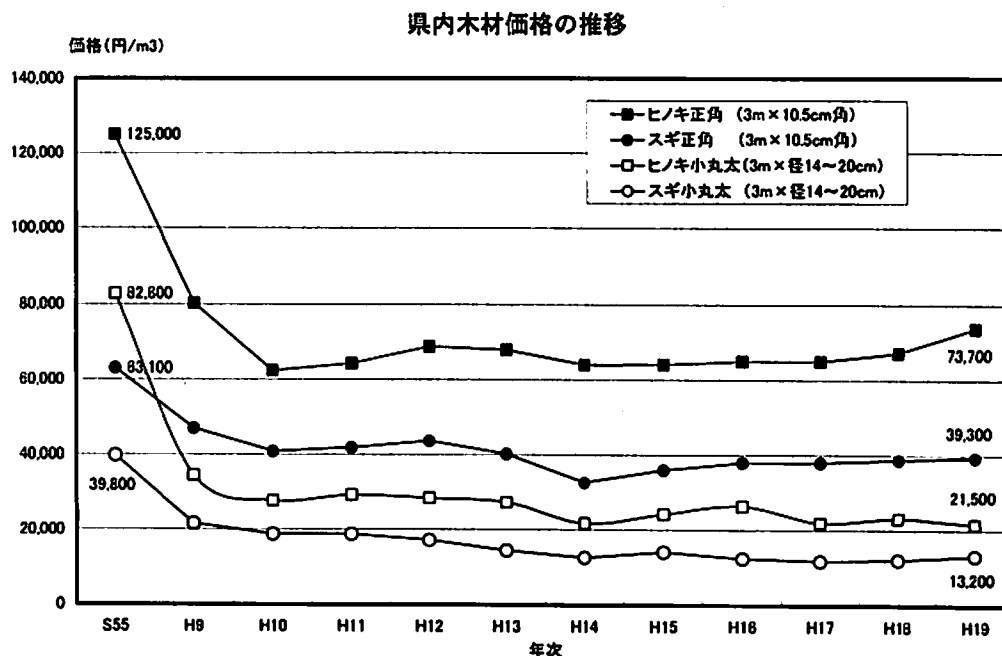
資源の有効活用の観点から、これらの未利用木質資源の活用について、幅広く検討する必要がある。

## (2) 林業・木材産業を取り巻く現状と課題

### ア 林業採算性の悪化、施業意欲の減退等

木材価格の低迷により、林業採算性が悪化している。また、森林所有者の経営意欲の減退や不在村化の進行により、自ら施業を行うことのできない、あるいは森林の現況が把握できていない森林所有者が増加している。

このため、森林組合等の林業事業体による施業の集約化や高性能林業機械の導入、林内路網の整備などによる施業の低コスト化を促進する必要がある。



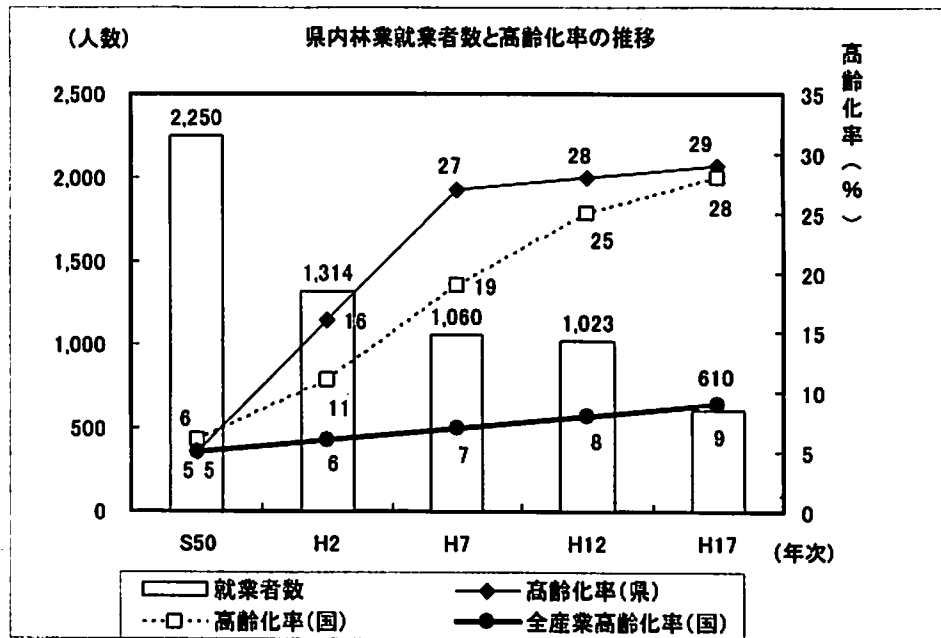
### イ 林業担い手の減少と高齢化等

林業就業者数は長期的に減少している。また、65歳以上の就業者が4分の1以上を占め、他産業に比べ高齢化が進行している。

一方、新規就業者数は、年間20~40人台で推移しており、その多くは、事務系会社や土木・建設会社などの他産業での勤務経験

のある30代を中心とする年齢層から参入となっている。

今後とも森林整備を適切に実施していくためには、林業の就業に必要な研修や就労環境の改善等を行い、長期就業が可能な若年層の確保・育成に引き続き取り組むことが必要である。また、とちぎの元気な森づくり県民税事業による森林整備を円滑に実施するため、異業種からの参入を含め、新たな労働力の確保に取り組む必要がある。

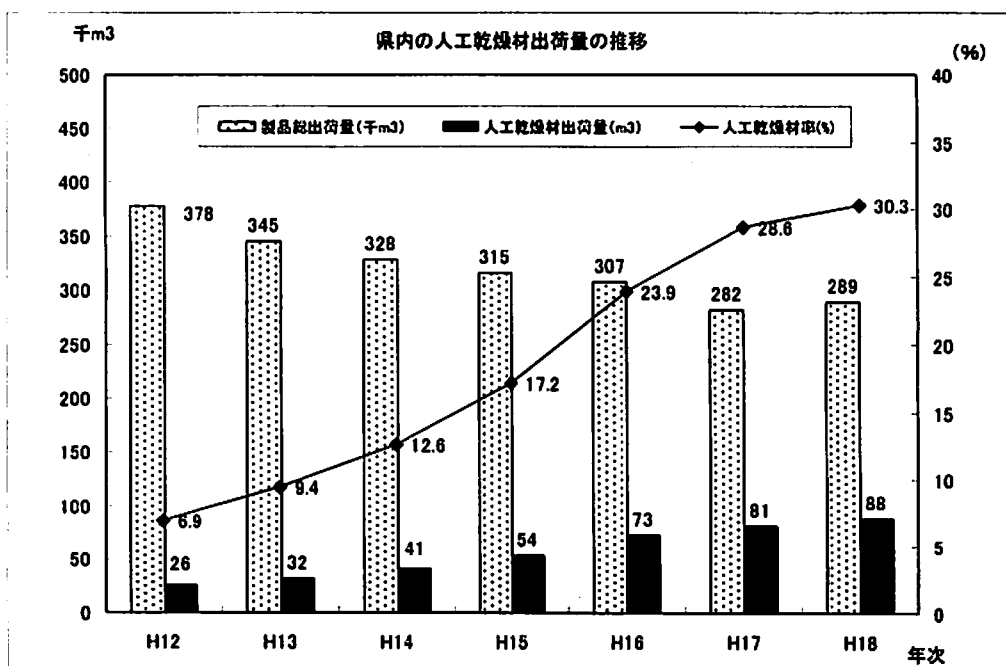


## ウ 木材需要と木材産業

製材工場数は10年前の6割までに減少する一方、近年、積極的に規模拡大を図る製材工場もあり、製材品出荷量の減少に歯止めがかかる傾向にある。

また、製材品の主な需要先となる住宅建設においては、狂いの少ない乾燥材が求められていることから、大規模な製材工場を中心に乾燥材生産が進み、製材品に占める乾燥材の割合は年々高まっている。

今後、建築基準法の改正等により、これまで以上に品質・性能が明確な製材品に対する需要者ニーズが高まることが予想されることから、乾燥材生産の一層の促進とともに、品質・性能が明確な県産材の安定供給体制の整備や産地証明制度などを活用した県産材のブランド化の促進が必要である。



## 2 人と自然との共生について

### (1) 生物多様性を取り巻く現状と課題

本県は、優れた自然環境の下、地域固有の生物多様性を有しており、日光国立公園や8つの県立自然公園、自然環境保全地域の指定などにより、これらの保全を図っているが、近年、産業経済活動による環境の改変、外来種の繁殖等により生態系のバランスが崩れ、希少な野生動植物の生息・生育環境が悪化している。

また、生活様式の変化や農山村の過疎化等に伴い、適切な手入れが行われなくなった里山林の荒廃が進行するとともに、気候の変動とあいまって、野生鳥獣の生息数の増加や生息区域の拡大が顕著になり、農林水産業等の被害が増大している。



荒廃した里山林

一方で、日光市で新たにシモツケコウホネが発見されるなど、希少な野生動植物を巡る状況が変化している。

こうした中、平成20年6月には、生物多様性基本法が制定され、

生物多様性がもたらす恵みを将来にわたって享受できる、自然と共生する社会の実現を図ることが必要とされた。

このため、本県の豊かな自然環境の保全や里山林の再生、自然環境に関する最新情報の提供に努めるとともに、生物多様性についての理解促進を図る必要がある。

## (2) 自然環境の保全活動の現状と課題

県民の自然環境に対する関心の高まりを受け、自然観察会などの自然ふれあい活動への参加者が増加している。

本県の豊かな自然を次の世代に引き継いでいくためには、今後、自然ふれあい活動の充実を図り、自然を大切にする心を育むとともに、自然環境の保全活動への参加を促していくことが重要である。

このため、自然ふれあい活動に関する各種情報を県民に広く提供するとともに、自然環境の保全活動を行う団体の連携を図るなど、保全活動への参加機会を拡充する必要がある。



ミヤコタナゴ観察会（大田原市）

## 3 今後進めるべき施策の展開方向（提言）

### (1) とちぎの元気な森づくりの推進

県土の約55%を占める森林については、「木を植えて、育て、伐って、利用し、また植える」という森林資源の循環利用を通じて健全で活力ある森づくりを推進し、県土の保全や水源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能を維持増進させることが重要である。

このため、とちぎの元気な森づくり県民税事業により手入れが行われず荒廃した森林の整備を進めるとともに、森づくりを支える林業・木材産業の振興を図るべきである。

#### ア とちぎの元気な森づくり県民税事業の推進

##### (7) 元気な森づくり、森を育む人づくりの推進

とちぎの元気な森づくり県民税事業により奥山林や里山林の計画的かつ着実な整備を推進するとともに、野生獣による樹木



の皮剥ぎ被害対策に取り組むべきである。また、県民や企業等との協働の森づくりや森林の大切さに対する普及啓発を行うべきである。

【推進すべき取組】

- 奥山林や里山林の計画的かつ着実な整備
- 野生獣による樹木の皮剥ぎ被害への対応
- 県民や企業等との協働の森づくり
- 森林の大切さの普及啓発と多面的な利用の推進

(イ) とちぎの元気な森づくり県民税の効果的、効率的な活用

とちぎの元気な森づくり県民税については、とちぎの元気な森づくり県民会議など、幅広い県民や関係者の意見を踏まえながら、森林資源の循環利用を通じて、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、効果的、効率的な活用を図るべきである。

イ 元気な森づくりを支える林業・木材産業の振興

林業・木材産業の振興を図るため、林業採算性向上のための森林施業に応じた林内路網の一層の整備や施業の機械化、集約化を推進するとともに、林業担い手の育成確保、品質・性能が明確な県産材の安定供給に取り組むべきである。

また、県産材の利用が元気な森づくりに寄与することの理解促進のため、公共施設等における木の香る環境づくりを一層推進すべきである。

【推進すべき取組】

- 高密度路網と高性能林業機械を活かした施業の集約化
- 林業担い手の育成確保
- 県産材の安定供給体制の整備
- 教育施設や福祉施設など公共施設の木造・木質化

ウ 県産材の利用拡大に向けた新たな取組の推進

将来にわたり「とちぎの元気な森づくり」を効果的に進めていくためには、県産材の利用拡大を基軸として、林業・木材産業の活性化に向けた新たな取組を進めていくことが重要である。

このため、住宅建設における部材の外材から県産材への転換や県産材を活用した地産地消型の家づくりなどを推進するとともに、木材の二酸化炭素貯蔵効果などを普及啓発していくべきである。

また、間伐等により発生する未利用木質資源について、資源の

有効活用の観点から、熱源等としての活用方策について、搬出・運搬経費等の採算面も含めて検討を行うべきである。

【推進すべき取組】

- 住宅部材の外材から県産材への転換
- 地産地消型の家づくり
- 産地証明制度などを活用した県産材のブランド化
- 二酸化炭素貯蔵効果の「見える化」による木の良さの普及啓発
- 未利用木質資源の有効活用

■ 重点的に推進すべき取組

● 奥山林や里山林の計画的かつ着実な整備

森林の有する公益的機能の持続的発揮を図るため、とちぎの元気な森づくり県民税により、元気で安全な奥山林の整備や明るく安全な里山林の整備を計画的かつ着実に推進すべきである。

● 野生獣による樹木の皮剥ぎ被害への対応

奥山林におけるクマやシカによる樹木の皮剥ぎ被害については、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、とちぎの元気な森づくり県民税の活用も含めて、積極的に対応すべきである。

● 県民や企業等との協働の森づくり

森づくり活動に関する情報提供や参加機会の拡充など、県民協働による森づくり活動の支援や企業のCSR活動（社会的貢献活動）と連携した森づくり、下流域の都県民の協力による森づくりを推進すべきである。

● 森林の大切さの普及啓発と多面的な利用の推進

森林の大切さの理解を促進するため、森林とのふれあい等を通じた森林環境学習や木の良さの普及啓発を推進するとともに、森林セラピーなど、多面的な利用を図るべきである。

● 県産材の安定供給体制の整備

建築基準法の改正などに伴い、一層、品質・性能の明確な製材品が求められることから、製材工場の連携・グループ化などにより、県産材の安定供給体制を整備すべきである。

## (2) 人と自然との共生

地球上の多様な生物は、それぞれが地球という大きな生態系の環の中で深く関わり合い、バランスを維持しながら生きており、多様な自然環境や生物多様性を保全していくことは、人間を含めたすべての生命の存立にとって大変重要である。

このため、人と自然とが共生しながら社会経済活動が行われるよう、地域の生物多様性を将来にわたって保全するとともに、県民等の自然環境に関する理解を促進し、多様な主体と協働して自然環境保全活動に取り組むべきである。

### ア 生物多様性の保全

本県は、地形的に平野部から山岳地帯に至るまで幅広く、気候的にも温暖な地域から寒冷な地域までを有することなどから、様々な野生動植物が生息・生育している。この本県固有の生物多様性を将来にわたって保全していくため、希少な野生動植物の生息・生育状況の把握、森林や里地里山、水辺などの生息・生育環境の保全・再生、希少な野生動植物の保護を図るとともに、地域固有の生態系に対して影響を及ぼす外来種の防除対策などに取り組むべきである。

#### 【推進すべき取組】

- 生物多様性地域戦略の策定
- 「レッドデータブックとちぎ」の改訂
- 地域指定による野生動植物の生息・生育環境の保全

### イ 自然環境保全活動の推進

人と自然が共生するためには、県民一人ひとりが自然に関する理解と認識を深め、自ら自然環境保全活動に取り組むことが重要である。

このため、自然観察会やエコツーリズムなどの自然ふれあい活動の機会をより一層充実させるべきである。また、地域住民や団体、事業者などが身近な里地里山などの保全活動や在来種に影響を及ぼす外来植物の除去活動などに主体的に参加できるよう、地域に根ざした自然環境保全活動を推進するとともに、自然環境保全活動のネットワークづくりを進めるべきである。

#### 【推進すべき取組】

- 自然ふれあい活動に関する情報提供の充実
- 地域住民等との協働による自然環境保全活動の推進

○自然環境保全活動のネットワークの構築

■ 重点的に推進すべき取組

●生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法に基づく本県版の地域戦略を策定し、生物多様性の保全対策に総合的、計画的に取り組むべきである。

●地域住民等との協働による自然環境保全活動の推進

身近にある貴重な自然環境を保全するためには、地域における活動を強化していく必要があり、地域住民や団体等、多様な主体との協働により、希少種の保全活動、外来種駆除活動、里地里山保全活動などを推進すべきである。

## V とちぎ環境立県戦略の策定について

今日の環境問題は、身近なゴミの問題から温暖化など地球規模の問題に至るまで広範多岐にわたっており、生活環境や自然環境といった従来の環境保全の枠にとらわれず、農業や産業分野などすべての分野において、環境に配慮した取組を推進することが重要である。

また、これらの環境問題は、ライフスタイルや事業活動と密接にかかわっており、問題の解決のためには、県民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、身近にできるところから具体的な行動を実践していくことが何よりも重要である。

このため、県においては、200万県民の力を結集して地球温暖化などの環境問題に対応できるよう、新たに「とちぎ環境立県戦略」を策定し、これまで以上に積極的に取り組むべきである。

また、戦略の策定に当たっては、以下の事項に配慮すべきである。

- 県民総ぐるみで取り組むため、県民共通の基本理念や県民等の具体的な行動指針を掲げること
- とちぎの県民力を結集して取り組む行動計画として、部局横断的な考えに立って重点的に推進するプロジェクトを設定すること
- 戦略が実効性あるものとなるよう、県民誰もが環境保全活動に参加しやすい工夫を凝らすとともに、活動に参加する県民や事業者などがメリットや満足感を得られるような仕組みづくりを行うこと

なお、このような戦略の策定・推進を通じて、とちぎスタイルの環境保全対策を内外に発信し、“環境先進県とちぎ”として、環境面からも本県を有名有力県としていくべきである。

## VI おわりに

人類の生存基盤に関わる地球温暖化問題を克服し、持続可能な社会を実現するためには、温室効果ガスの排出量を大幅に削減する「低炭素社会」に向けた取組はもとより、3Rを通じて資源やエネルギーの循環利用を図る「循環型社会」や、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとする「自然共生社会」に向けた観点から施策の展開を図る必要がある。

このような観点から、本委員会では、「地球温暖化防止に地域から貢献する社会づくりについて」及び「豊かな森林・自然環境の保全について」を重点テーマとして調査・研究を重ね、本報告書を取りまとめた。

県においては、本報告書に盛り込まれた提言を踏まえ、環境森林部を中心とした関係部局の緊密な連携の下、「とちぎ環境立県戦略」の策定をはじめ、必要な取組を積極的に推進することを要望する。また、県民や事業者などと連携し、環境保全に向けた県民運動として展開を図っていくことを期待する。

なお、非常に厳しい行財政状況ではあるが、地球環境の保全という緊急性、重要性に鑑み、予算上の特段の配慮を求めるものである。

併せて、県議会としても、最大限の協力・支援を惜しまない考えであることを申し添える。

## VII 委員会委員名簿

### 環境保全対策特別委員会

委員長	花塚隆志
副委員長	栗田
委員	野村節子
	琴寄昌男
	佐藤良治
	山形修寿一
	阿部弘司
	一木忠男
	櫛淵川尚秀
	早川藤栄
	佐藤
	高橋文吉

## VIII 調査関係部課

環境森林部	環境森林政策課
	環境保全課
	自然環境課
	廃棄物対策課
	馬頭処分場整備室
	林業振興課
	森林整備課

農政部	農村振興課
-----	-------